

周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務公募型プロポーザル

質問書に対する回答

No.	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領 p. 3 実施スケジュール 実施横領 p. 8 (3)プレゼンテーションの実施日	プレゼンテーションの実施日は6月13日(金)あるいは、6月11日(水)の予定でしょうか。	6月13日(金)実施予定です。修正した実施要領をホームページに掲載しています。
2	実施要領 p. 7 12 企画提案書等の作成 (3)業務見積書	実施要領2業務の概要 (2)業務内容に、「契約にあたっては「周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務」及び「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務」に分割する」とあります。 一方で、見積書の業務名は「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務」とすると思いますが、前述の業務内容や仕様書に準じて、業務毎に作成した方がよろしいでしょうか。	内訳書等で整理いただきたく、このような記載をしています。業務毎に作成いただいても構いません。
3	実施要領 p. 8 14 事業者の審査・選定 (1)④	参加者多数の場合、事業者を4社程度に選考するとあります。その場合の審査基準は、別紙プロポーザル審査基準をもとに審査されるのでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、“対応力”については、実際のプレゼンテーションでなければ図れないため、そこを除くもので、審査を行います。

No.	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問事項	回答
4	実施要領 p. 8 14 事業者の審査・選定 (5) 発表方法	「③説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。」と記載されていますが、提出した企画提案書の要点等を分かりやすく取り纏めたパワーポイント資料※を発表時に使用（投影）することは、資料の追加となりますでしょうか。 ※パワーポイント資料は、フォントの色やサイズ変更、提案文章を短く簡潔にする等、提案内容を逸脱しない・新たな提案をしないことを前提とします。	質問いただいた条件であれば、追加の資料には該当しません。
5	実施要領 p. 9 (12) 仕様書 p. 3 (10)	本業務のうち、「区域施策編」については環境省補助事業が不採択となった場合、「区域施策編」のみ契約せず、「事務事業編」及び「適応計画」の策定業務は契約締結すると理解してよいでしょうか。ご教示願います。	環境省補助金が不採択となった場合、「事業規模を縮小する場合があります。」と修正を行いました。該当する実施要領及び仕様書の記載事項を修正していますので、改めてご参照ください。
6	実施要領 別紙 プロポーザル審査基準	プロポーザル審査基準について、それぞれの配点をご教示ください。	別紙のとおりです。

No.	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問事項	回答
7	実施要領 別紙 プロポーザル審査基準	審査基準において、「審査の着眼点」項目別の配点をご教示願います。	別紙のとおりです。 「審査の着眼点」を基に総合的に審査・評価を行います。
8	仕様書 p. 5 第2章 3. 町民及び事業者へのアンケート調査	調査対象となる町民並びに事業所は、貴町に選定・抽出いただけるのでしょうか。	調査対象となる町民は、対象とする世代等について受託者と協議し、抽出は町にて行います。事業者は、周防大島町商工会の全会員事業者を対象としています。
9	仕様書 p. 7 第2章 11. 策定委員会の開催・運営支援	策定委員会について、3回の開催を予定されているとのことですが、それぞれの開催時期の想定をご教示ください。	9月、11月、12月を想定しています。ただし、業務の進捗状況により前後することも想定しています。
10	仕様書 p. 10 第3章 第4節 パブリックコメントの実施支援	周防大島町地球温暖化対策実行計画書（区域施策編、事務事業編、気候変動適応計画）のパブリックコメントの実施時期の想定をご教示ください。	パブリックコメントの実施時期は、令和8年2月を想定しています。